

市民が主役 協働のまちづくりの仕組み

「にかほ市における 自治の 基本となる条例」
にかほ市自治基本条例（平成21年6月25日施行）

6月に施行された「にかほ市自治基本条例」は、にかほ市における自治の在り方、協働のまちづくりの仕組みを、条文化したもので、市が定める行政運営の最高規範です。

市民、事業者、市、市議会がそれぞれの役割を担い協力・連携する。そのためのそれぞれの役割（責務）や行政運営の原則などを定め、にかほ市の基本理念、「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」の実現を目指します。

なお、解説付きの条例を市ホームページに掲載しています。



- ・市の総合計画やその他の基本的政策の策定や変更、
- ・基本方針を定める条例の制定や改廃、
- ・市民生活、事業活動に重大な影響を及ぼす制度の導入や改廃、
- ・市が開催する会議や説明会、などに参画し、意思を反映させる。

事業者
●事業活動が及ぼす影響を配慮
●地域社会と調和
●協働のまちづくりへの理解

【自治の主体】

市民
●市政に市民の意思を反映させるため、主体的にまちづくりに参画する
●自治組織（コミュニティ組織）を形成し、連携してまちづくりに参画する

- 多様な意見・要望
- 議会傍聴

- 開かれた議会運営
- 市民への情報提供
- 議会活動の説明

【市政の決定機関】

市議会
市議会議員

- 行政運営の調査・監視
- 議会活動を市民に説明する
- 政策立案能力を向上させ、市民の意思を市政に反映させる

- 条例・予算など議案の提出

- 条例・予算などの議決
- 市政運営のチェック

【市政を運営する機関】

市長
市の執行機関
市の職員

- 公正で民主的・効率的な透明性のある市政運営と行政評価
- 市民参画と協働を推進
- 職員の意識改革と知識・能力を向上させる

3 どうやってつくられたの？

市政運営の基本ルール・原則を条例として定めるため、平成19年3月に市民委員による検討委員会を設置し、21年2月までの約2年間「にかほ市らしい条例」を策定するため、主に市民の視点で計25回に及ぶ協議・検討を重ねました。その間には素案に対するパブリックコメントも実施。寄せられた意見についての検討を行い、市長に最終答申されました。市ではその後、市政説明会や全世帯への解説入りプリント配布などで、市民への周知を図り理解を求めました。以上の経緯をたどり、平成21年6月定例議会において議決（6月25日施行）されました。



1 自治基本条例って何？

※1 「市民が主役の協働のまちづくり」は、行政運営を見守っているだけでは実現しません。自治の担い手である市民、事業者、市、市議会、それぞれが、まちの課題を解決するために、自ら行動し、連携・協力することで、自治が（深）化、発展するものと考えられます。

自治基本条例は、にかほ市における自治の基本・目指すまちづくりの方向、それを実現するための基本ルールを条例として定めたものです。

2 なぜ必要なの？

平成12年の※3 地方分権改革によって、国と地方自治体の関係は上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変わり、地方自治体の権限が拡大しました。そして、それぞれの地域の実情に合った独自性のある、自立した自治体運営が求められるようになりました。

にかほ市でも「自分たちの地域の課題は、自分たちで考え、解決する」といった、本来あるべき自治の姿を目指すために、どのような考え方でまちづくりを進めるかといった、まちづくりの原則・制度などの基本ルールが必要となることから、定められたのがこの条例です。



4 何が変わるの？

市や市議会は、市民や事業者と情報を共有し、市民が市政に参画しやすい、市民の目線で行政サービスを提供する制度・仕組みをつくり、施策を展開します。

市民が地域への関心を高め、市政や自治会などのコミュニティ活動などに主体的に関わることで、市民の意思が反映された協働のまちづくりが推進され、市民の力による、市民のための市政運営が期待されます。

なお、新しい取り組みとして「市長面会日」や「出前講座」を実施しています。



用語解説

※1 「協働」「協働のまちづくり」には多様な在り方があります。にかほ市においては自治基本条例に規定する市民、事業者、市、市議会などが、それぞれ主体的・積極的に地域づくりに関わり、自治を行うことをいいます。

※2 従来から行っているコミュニティ組織等による「夢いきいき21マイタウン事業」も協働事業です。

※3 住民の意思により、社会生活を自主的に営むこと。（地方自治法により市町村が国の関与によらず、自己の事務・事業を、自己の責任で、自ら行うこと）

※3 地方分権一括法（平成12年施行）により、住民ニーズを迅速・的確に反映させようと、国・都道府県、都道府県・市町村への権限委譲が推進されました。また、国等から市町村への関与などがルール化されています。

◆問合せ 総務部総務課

☎43・7507